装装装第１５９５２号
令和３年１１月４日
一部改正　装装装第１８６５８号
令和５年１１月１日

防衛技監
長官官房各装備官
長官官房審議官
長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官　殿
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長

防衛装備庁長官
（公印省略）

研究開発取得ワーキンググループの設置について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

別紙

研究開発取得ワーキンググループ設置要綱

（研究開発取得ワーキンググループの設置）

第１　科学技術の急速な進展が将来の戦闘様相に大きな影響を及ぼすことが想定される中、国家安全保障戦略（令和４年１２月１６日国家安全保障会議決定及び閣議決定）、国家防衛戦略（令和４年１２月１６日国家安全保障会議決定及び閣議決定）及び防衛力整備計画（令和４年１２月１６日国家安全保障会議決定及び閣議決定）に基づき、我が国の防衛に必要な防衛力を構築していくためには、先端民生技術を取り込みながら、今後の戦いにおいて必要と見込まれる防衛上の機能を見据えた研究開発を実施していくことが必要である。

そのためには、シーズベースでの先端技術を発掘しながら、運用・政策ニーズを踏まえ、取得を見据えた研究開発に重点的に投資して、シームレスに防衛上の機能の取得につなげていくことが必要となる。

かかる検討に当たっては、技術のシーズ、今後の運用・政策ニーズ、研究開発の実施など様々な視点から議論を進める必要があり、関連する組織を有機的に統合し、各プロジェクトを「見える化」した上で、組織間の意思疎通・プロジェクト調整を円滑化し、これをもって防衛省として真に必要な研究開発を行っていくため、防衛装備庁に研究開発取得ワーキンググループ（以下「ＷＧ」という。）を置く。

（討議事項）

第２　ＷＧは、次に掲げる事項について討議する。

⑴　中長期の研究開発方針

中長期の研究開発の方向性（研究開発により実現する機能、国内外の技術動向）、重点投資していく分野、取得のターゲット時期等を議論

⑵　シーズとニーズのマッチング

ア　毎年の技術研究・開発の重点分野

(ｱ)　当該年度に重点投資する技術研究・開発分野

(ｲ)　技術シーズとして育てていくべきもの、開発・取得を早期に見据えて研究を開始するもの等を明確化

イ　短期成果の追求

５年以内に装備化・量産できる開発プロジェクトの確認

ウ　技術研究から取得までのシームレス化

技術研究から取得までのプロセスについて、シームレス化を図るべく最終的な取得計画の見込み

⑶　各組織の予算要求審議

防衛装備庁として、概算要求の然るべきタイミングで、各組織

（研究所・装備開発官等）の要求内容
⑷　その他ＷＧ長が必要と認める事項

（ＷＧの構成）
第３　ＷＧの構成は、次のとおりとする。
⑴　ＷＧ長　　防衛装備庁長官
⑵　副ＷＧ長　　防衛技監
⑶　ＷＧ構成員　長官官房各装備官
長官官房審議官
装備政策部長
プロジェクト管理部長
技術戦略部長
各プロジェクト管理総括官
革新技術戦略官
各研究所長
２　ＷＧ長は、必要があると認めるときは、前項第３号に掲げる者以外の者をＷＧ構成員に指名することができる。

（ＷＧの運営）
第４　ＷＧ長は、ＷＧを招集し、ＷＧの事務を総理する。
２　副ＷＧ長は、ＷＧ長を助け、ＷＧの事務を整理する。

（作業部会の設置及び構成）
第５　ＷＧの下に、ＷＧを補佐し、ＷＧの指示する事項について必要な作業を行うため、作業部会を置く。
２　作業部会の構成は、次のとおりとする。
⑴　共同作業部会長　装備政策課長
技術戦略課長
⑵　構成員　各装備開発官
艦船設計官
事業計画官
各事業監理官
各装備技術官
技術計画官
技術振興官
技術連携推進官
各研究所研究企画官
３　共同作業部会長は、必要があると認めるときは、前項第２号に掲げる者以外の者を構成員に指名することができる。

（作業部会の運営）
第６　共同作業部会長は、作業部会を招集し、作業部会の事務を総理

する。

（関係部局の協力）

第７　関係部局は、ＷＧ又は作業部会から関係職員の出席、資料の提出等の依頼があった場合には、これに協力するものとする。

（庶務）

第８　ＷＧ及び作業部会の庶務は、装備政策課において処理する。

（委任規定）

第９　この要綱に定めるもののほか、ＷＧ及び作業部会の運営に関し必要な事項は、装備政策課長が定める。